

熊谷市塵芥集積所設置要領

(目的)

第1条 この要領は、ごみ収集作業の安全を確保し、その効率化を図るとともに、良好な生活環境の保全に寄与するため、塵芥集積所（以下「集積所」という。）の設置および管理について、必要な事項を定めるものとする。

(新設、変更等)

第2条 集積所を新設、変更または廃止しようとする時は、次の各号によるものとする。

- 1 申請者（自治会長）は、集積所設置場所の近隣者の了解を得た上で別記様式により市長に申請し、許可を受けるものとする。
- 2 前号の申請は供用開始予定日の10日以上前とする。
- 3 集積所に施設を設置する場合は、設計前に環境美化センターと協議すること。

(設置要件)

第3条 集積所の設置要件は、次の各号によるものとする。

- 1 原則として、3トンの収集車が通行可能な道路沿いの道路用地以外であること。
- 2 収集車が停車して収集作業を行うにあたり、交通を遮断する等交通上の支障または、危険性がなく、かつ道路交通法等、関係法令に抵触しない場所であること。
- 3 集積所1箇所あたりの利用世帯数は、原則として20世帯以上であること。
- 4 一方通行の道路は、原則として左側であること。
- 5 開発行為等に伴う集積所の新設については、別に設置基準を定める。

(集積所の維持管理)

第4条 集積所の維持管理は、次の各号によるものとする。

- 1 集積所の維持および管理については、申請者および当該集積所の利用者（以下「利用者」という。）が行うものとする。
- 2 利用者は、収集日時および収集品目を守るとともに、収集所を常に清潔にし、ごみの飛散防止を図るなど環境衛生上支障のないように努めるものとする。